

ID: 795

担当部署: 建設水道部 都市整備課 計画調整係

<p>処分の概要</p>	<p>土地の引渡等に要した費用の徴収(第99条第1項の準用)</p>		
<p>法令名 根拠条項</p>	<p>都市再開発法 第99条の8第5項</p>		
<p>法令番号</p>	<p>昭和44年法律第38号</p>		
<p>【基準】 準用する法第99条第1項の規定による。 (費用の徴収) 第99条 市町村長は、前条第1項の規定により土地若しくは物件を引き渡し、又は物件を移転するに要した費用を第96条第3項の規定により土地若しくは物件を引き渡し、又は物件を移転すべき者から徴収するものとする。</p>			
<p>備考</p>			
<p>設定年月日</p>	<p>平成 28 年 7 月 1 日</p>	<p>最終変更年月日</p>	<p>年 月 日</p>